



島根県報

平成19年10月26日 (金)

第 1,926 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

定例県議会を招集する月の変更	(財 政 課)	2
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	3
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	3
生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出	(")	4
農業近代化資金の利子補給率の一部改正	(農 業 経 営 課)	4
土地改良区の役員の就任及び退任	(農 村 整 備 課)	5
換地計画書の縦覧	(")	5
保安林の指定	(森 林 整 備 課)	6
保安林の指定施業要件の変更 (2 件)	(")	6
狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定	(")	7
鳥獣保護区の指定	(")	8
特定猟具使用禁止区域の指定	(")	8
狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定の一部改正	(")	12
鳥獣保護区の設定の一部改正 (3 件)	(")	12
鳥獣保護区の指定の一部改正	(")	13
銃猟禁止区域の設定の一部改正	(")	13
銃猟禁止区域の指定の一部改正	(")	13
銃猟禁止区域の設定の廃止 (2 件)	(")	13
島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部改正	(水 産 課)	13
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(")	15
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(")	15
地籍調査の成果の認証	(用 地 対 策 課)	15
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	16
道路の供用開始	(")	16

公 告

家畜商講習会の開催	(農 畜 産 振 興 課)	17
都市計画決定の図書の縦覧	(都 市 計 画 課)	19
都市計画変更の図書の縦覧	(")	19
開発行為に関する工事の完了	(")	19

特定調達公告

平成19年度島根県大気環境監視システム更新業務委託に係る一般競争入札の落札者等	(環 境 政 策 課)	19
島根県警察情報ネットワークに係る広域通信網サービス利用契約に係る一般競争	(警 察 本 部)	20

入札の落札者等	
教委規則	
市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則	20

告 示

島根県告示第853号

平成19年12月に招集すべき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定による定例会は、昭和27年島根県告示第733号（定例県議会を招集する月）の定めにかかわらず、平成19年11月に招集する。

平成19年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第854号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成19年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
つむらファミリークリニックくみ小児科	出雲市渡橋町858番地1	平成19年10月1日
かじクリニック	松江市殿町516 山陰鴻池ビル2F	平成19年10月15日
在宅診療所 いずも	出雲市下古志町713-1	平成19年10月1日
有限会社 ピア中央薬局	隠岐郡隠岐の島町西町八尾の一、1番地1	平成19年9月10日
スイング 上乃木薬局	松江市上乃木1丁目2番21号	平成19年10月1日
つくし薬局 小山店	出雲市小山町115-1	平成19年10月10日
みしま歯科医院	出雲市小山町296-5	平成19年9月25日

島根県告示第855号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
在宅診療所 いずも	出雲市塩冶町2073	平成19年9月30日
有限会社 ピア中央薬局	隠岐郡隠岐の島町西町八尾の一、3-2	平成19年9月9日
みしま歯科医院	出雲市渡橋町1066	平成19年9月25日

島根県告示第856号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成19年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業 者		実施する事業	事業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
社会福祉法人 上口福祉会	松江市古志原6丁目8番10号	介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホーム コーポ上口	松江市古志原6丁目8番10号	平成19年9月20日
石西厚生農業協同組合連合会	鹿足郡津和野町日原14番地	介護予防訪問看護	訪問看護ステーションせきせい	鹿足郡津和野町日原14番地	平成19年8月1日
特定非営利活動法人訪問看護ステーションこりょう	出雲市湖陵町二部1586番地3	訪問看護	特定非営利活動法人訪問看護ステーションこりょう	出雲市湖陵町二部1586番地3	平成19年10月1日
特定非営利活動法人訪問看護ステーションこりょう	出雲市湖陵町二部1586番地3	介護予防訪問看護	特定非営利活動法人訪問看護ステーションこりょう	出雲市湖陵町二部1586番地3	平成19年10月1日
有限会社 ピア中央薬局	隠岐郡隠岐の島町西町八尾の一、3-2	居宅療養管理指導	有限会社 ピア中央薬局	隠岐郡隠岐の島町西町八尾の一、1番地1	平成19年9月10日
有限会社 ピア中央薬局	隠岐郡隠岐の島町西町八尾の一、3-2	介護予防居宅療養管理指導	有限会社 ピア中央薬局	隠岐郡隠岐の島町西町八尾の一、1番地1	平成19年9月10日
宮本 寛	出雲市大社町北荒木850-1	居宅療養管理指導	在宅診療所 いずも	出雲市下古志町713-1	平成19年10月1日
宮本 寛	出雲市大社町北荒木850-1	介護予防居宅療養管理指導	在宅診療所 いずも	出雲市下古志町713-1	平成19年10月1日
宮本 寛	出雲市大社町北荒木850-1	訪問看護	在宅診療所 いずも	出雲市下古志町713-1	平成19年10月1日
宮本 寛	出雲市大社町北荒木850-1	介護予防訪問看護	在宅診療所 いずも	出雲市下古志町713-1	平成19年10月1日
三島 信好	出雲市小山町296-5	居宅療養管理指導	みしま歯科医院	出雲市小山町296-5	平成19年9月25日
三島 信好	出雲市小山町296-5	介護予防居宅療養管理指導	みしま歯科医院	出雲市小山町296-5	平成19年9月25日
株式会社 福祉グループゆうしん	松江市竹矢町1702番地	訪問介護	ゆうしん介護タクシー	松江市竹矢町1702番地	平成19年10月16日

島根県告示第857号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		廃止する事業	事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
有限会社 ピア中央薬局	隠岐郡隠岐の島町西町八尾の一、3-2	居宅療養管理指導	有限会社 ピア中央薬局	隠岐郡隠岐の島町西町八尾の一、3-2	平成19年9月9日
有限会社 ピア中央薬局	隠岐郡隠岐の島町西町八尾の一、3-2	介護予防居宅療養管理指導	有限会社 ピア中央薬局	隠岐郡隠岐の島町西町八尾の一、3-2	平成19年9月9日
宮本 寛	出雲市大社町北荒木850-1	居宅療養管理指導	在宅診療所 いずも	出雲市塩冶町2073	平成19年9月30日
宮本 寛	出雲市大社町北荒木850-1	訪問看護	在宅診療所 いずも	出雲市塩冶町2073	平成19年9月30日
宮本 寛	出雲市大社町北荒木850-1	介護予防居宅療養管理指導	在宅診療所 いずも	出雲市塩冶町2073	平成19年9月30日
宮本 寛	出雲市大社町北荒木850-1	介護予防訪問看護	在宅診療所 いずも	出雲市塩冶町2073	平成19年9月30日
三島 信好	出雲市小山町296-5	居宅療養管理指導	みしま歯科医院	出雲市渡橋町1066	平成19年9月25日
三島 信好	出雲市小山町296-5	介護予防居宅療養管理指導	みしま歯科医院	出雲市渡橋町1066	平成19年9月25日

島根県告示第858号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成19年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		実施する事業	事 業 所		変 更 年月日	
名 称	主たる事務所の所在地		名 称			所 在 地
			変 更 前	変 更 後		
医療法人社団 回春会	松江市新庄町1172番地	小規模多機能型居宅介護	第二 悠々の家	小規模多機能型居宅介護 悠	松江市川原町308番地	
		介護予防小規模多機能型居宅介護				

島根県告示第859号

農業近代化資金の利子補給率（平成11年島根県告示第913号）の一部を次のように改正し、平成19年10月18日から適用する。

平成19年10月18日前に島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則（昭和37年島根県規則第1号）第4条の規定により利子補給の承認を受けている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成19年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表中「年0.45パーセント」を「年0.55パーセント」に改める。

島根県告示第860号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成19年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

隠岐郡海士町西福井土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

川本 務 隠岐郡海士町大字福井368 - 2
中畑 博光 隠岐郡海士町大字海士165
大江 和彦 隠岐郡海士町大字海士208 - 2
田中 稔 隠岐郡海士町大字福井226 - 1
奥田 和司 隠岐郡海士町大字福井226
大江 智 隠岐郡海士町大字海士71
志賀 和徳 隠岐郡海士町大字海士198

監事

松尾 利徳 隠岐郡海士町大字海士60 - 5
川本 哲也 隠岐郡海士町大字福井209 - 2

2 就任年月日

平成19年6月17日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

吉元 正幸 隠岐郡海士町大字福井270 - 2
上村 石房 隠岐郡海士町大字海士2 - 1
大江 和彦 隠岐郡海士町大字海士208 - 2
川本 務 隠岐郡海士町大字福井368 - 2
川本 保洋 隠岐郡海士町大字福井235
横山 一孝 隠岐郡海士町大字海士5
中畑 博光 隠岐郡海士町大字海士165

監事

奥田 和司 隠岐郡海士町大字福井226
志賀 和徳 隠岐郡海士町大字海士198

島根県告示第861号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う益美2期（美都）地区都茂上工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることがで

きる。

平成19年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成19年10月26日から21日間

3 縦覧の場所

益田市役所

島根県告示第862号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

隠岐郡西ノ島町大字宇賀字知当88、103、104

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び西ノ島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第863号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市弥栄町田野原795 - 1、795 - 2、868、868 - 1、869 - 1、874 - 6、880、882、882 - 3、883 - 3、884 - 1、884 - 2、弥栄町木都賀イ2252

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第864号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成2年10月20日農林水産省告示第1380号(3に係るものに限る。)

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第865号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第12条第2項の規定に基づき、次のとおり狩猟鳥獣捕獲禁止区域を指定する。

平成19年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

乙原キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	1 区域 邑智郡美郷町の一部 2 面積 899ヘクタール 3 存続期間 平成19年11月1日から平成22年10月31日まで
旭北部キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	1 区域 浜田市旭町の一部 2 面積 1,212ヘクタール 3 存続期間 平成19年11月1日から平成22年10月31日まで
三隅第2キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域	1 区域 浜田市三隅町の一部 2 面積 1,241ヘクタール 3 存続期間

平成19年11月1日から平成22年10月31日まで

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第866号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区を指定するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

平成19年10月26日

島根県知事 溝口善兵衛

稗原ダム鳥獣保護区	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 雲南市三刀屋町及び出雲市野尻町の各一部 2 面積 9ヘクタール 3 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで 4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。
-----------	---

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第867号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成19年10月26日

島根県知事 溝口善兵衛

伯太川上流特定猟具使用禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 安来市の一部 2 面積 172ヘクタール 3 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
富田特定猟具使用禁止区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 区域 安来市の一部 2 面積 82ヘクタール 3 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

	4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
山佐ダム特定猟具使用禁止区域	1 区域 安来市の一部 2 面積 25ヘクタール 3 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
斐伊川特定猟具使用禁止区域	1 区域 出雲市及び簸川郡斐川町の各一部 2 面積 300ヘクタール 3 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
神戸川特定猟具使用禁止区域	1 区域 出雲市の一部 2 面積 140ヘクタール 3 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
三瓶川特定猟具使用禁止区域	1 区域 大田市の一部 2 面積 20ヘクタール 3 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
益田特定猟具使用禁止区域	1 区域 益田市の一部 2 面積 3,967ヘクタール 3 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃

東仙道特定猟具使用禁止区域	1 区域 益田市の一部 2 面積 60ヘクタール 3 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
日原特定猟具使用禁止区域	1 区域 鹿足郡津和野町の一部 2 面積 340ヘクタール 3 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
中山特定猟具使用禁止区域	1 区域 鹿足郡吉賀町の一部 2 面積 31ヘクタール 3 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
津和野特定猟具使用禁止区域	1 区域 鹿足郡津和野町の一部 2 面積 567ヘクタール 3 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
山崎特定猟具使用禁止区域	1 区域 松江市の一部 2 面積 80ヘクタール 3 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで 4 禁止に係る特定猟具の種類 銃
山辺の池特定猟具使用禁止区域	1 区域 安来市の一部

	<p>2 面積 91ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>
赤川特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 雲南市の一部</p> <p>2 面積 38ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>
布崎特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 出雲市の一部</p> <p>2 面積 100ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>
小境特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 出雲市の一部</p> <p>2 面積 180ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>
亀谷地区特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 邑智郡邑南町の一部</p> <p>2 面積 1,076ヘクタール</p> <p>3 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで</p> <p>4 禁止に係る特定猟具の種類 銃</p>
神庭特定猟具使用禁止区域	<p>1 区域 簸川郡斐川町の一部</p> <p>2 面積 171ヘクタール</p>

	3 存続期間 平成19年11月1日から平成29年10月31日まで
	4 禁止に係る特定猟具の種類 銃

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第868号

狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定（平成16年島根県告示第1003号）の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行する。

平成19年10月26日

島根県知事 溝口 善兵衛

表広瀬中部キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の項から周布川東部キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の項までの規定中「平成16年11月1日から平成19年10月31日まで」を「平成19年11月1日から平成22年10月31日まで」に改め、同表旭中部キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の項及び三隅第1キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の項を削る。

島根県告示第869号

鳥獣保護区の設定（昭和52年島根県告示第810号）の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行する。

平成19年10月26日

島根県知事 溝口 善兵衛

表美保閑鳥獣保護区の項及び地蔵崎鳥獣保護区の項中「平成9年11月1日から平成19年10月31日まで」を「平成19年11月1日から平成29年10月31日まで」に改め、同表鱒淵鳥獣保護区の項中「平成14年11月1日から平成19年10月31日まで」を「平成19年11月1日から平成24年10月31日まで」に改め、同表室神山鳥獣保護区の項中「475ヘクタール」を「471ヘクタール」に、「平成9年11月1日から平成19年10月31日まで」を「平成19年11月1日から平成29年10月31日まで」に改める。

島根県告示第870号

鳥獣保護区の設定（昭和62年島根県告示第1039号）の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行する。

平成19年10月26日

島根県知事 溝口 善兵衛

表久野鳥獣保護区の項、大麻山鳥獣保護区の項及び高城山鳥獣保護区の項中「平成9年11月1日から平成19年10月31日まで」を「平成19年11月1日から平成29年10月31日まで」に改める。

島根県告示第871号

鳥獣保護区の設定（平成9年島根県告示第824号）の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行する。

平成19年10月26日

島根県知事 溝口 善兵衛

表志津見鳥獣保護区の項及び風の国鳥獣保護区の項中「平成9年11月1日から平成19年10月31日まで」を「平成19年11月1日から平成29年10月31日まで」に改める。

島根県告示第872号

鳥獣保護区の指定（平成15年島根県告示第912号）の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行する。

平成19年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表古江鳥獣保護区の項中「795ヘクタール」を「704ヘクタール」に改める。

島根県告示第873号

銃猟禁止区域の設定（平成14年島根県告示第905号）の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行する。

平成19年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表神庭銃猟禁止区域の項を削る。

島根県告示第874号

銃猟禁止区域の指定（平成17年島根県告示第1135号）の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から施行する。

平成19年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表城山銃猟禁止区域の項を削る。

島根県告示第875号

銃猟禁止区域の設定（昭和62年島根県告示第1044号）は廃止し、平成19年11月1日から施行する。

平成19年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第876号

銃猟禁止区域の設定（平成9年島根県告示第829号）は廃止し、平成19年11月1日から施行する。

平成19年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第877号

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱（平成13年島根県告示第267号）の一部を次のように改正する。

平成19年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第2中

年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.1%	年0.9%	年1.1%	年1.1%	年0.9%
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年0.45%	年0.45%
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年0.45%	年0.45%
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
		年1.25%	年0.45%	年0.45%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.45%	年0.45%

を

年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.1%	年0.9%	年1.1%	年1.1%	年0.9%
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年0.55%	年0.55%
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年0.55%	年0.55%
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
		年1.25%	年0.55%	年0.55%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.55%	年0.55%

に改

める。

附 則

- 1 この告示は、平成19年10月26日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の規定は、平成19年10月26日以後に貸し付けられた別表第 1 の左欄に掲げる資金（以下「島根県漁業近代化資金等」という。）について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

島根県告示第878号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第268号）の一部を次のように改正する。

平成19年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表中	を	年1.8%以内	に改める。	年1.9%以内
		年1.95%以内		年2.05%以内
		年1.8%以内		年1.9%以内

附 則

- 1 この告示は、平成19年10月26日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成19年10月26日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第879号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第269号）の一部を次のように改正する。

平成19年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第 5 条第 2 号中「1.8パーセント」を「1.9パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成19年10月26日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成19年10月26日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

島根県告示第880号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成19年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
雲南市	平成17年度～19年度	33枚	1冊	下久野4	平成19年10月19日
奥出雲町	平成17年度～19年度	7枚	1冊	阿井2	平成19年10月19日
奥出雲町	平成17年度～19年度	28枚	1冊	三沢3	平成19年10月19日
津和野町	平成16年度～18年度	29枚	1冊	中山	平成19年10月19日
津和野町	平成16年度～18年度	13枚	1冊	中山	平成19年10月19日

島根県告示第881号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長
県 道	浜田八重可部線	浜田市旭町都川637番地先から同2432番6地先まで	前 A	メートル 5.40～ 5.50	メートル 87.00	浜田県土整備事務所	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 下水道工事 ダブルウェイ
			A	5.40～ 5.50	87.00		
			後 B	4.00	84.00		

島根県告示第882号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延 長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県 道	浜田八重可部線	浜田市旭町都川637番地先から同2432番6地先まで	メートル 84.00	平成19年 10月26日	浜田県土整備事務所	

公 告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定に基づき、家畜商講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の2第1項の規定に基づき公告する。

平成19年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 講習会を開催する指定講習機関

社団法人島根県畜産振興協会

2 開催日時

平成19年12月13日（木）及び12月14日（金）

午前9時から午後5時まで

3 開催場所

松江市殿町1番地 島根県庁会議棟第1会議室

4 講習科目及び時間

- | | |
|------------------------|------|
| (1) 家畜の取引に関する法令について | 4 時間 |
| (2) 家畜の品種及び特徴について | 4 時間 |
| (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病について | 6 時間 |

5 受講申込手続

(1) 提出書類

受講申込書（写真欄に写真をはり付けること。）（別記様式）

(2) 家畜商講習手数料等

家畜商講習手数料（受講料）3,000円及びテキスト代3,000円を、講習会初日に会場受付で納付すること。

(3) 受講申込書の提出期限

平成19年11月30日（金）

（郵送による場合は、平成19年11月30日（金）までの消印のあるものに限る。）

(4) 受付場所

〒690 - 0887

松江市殿町19 - 1

社団法人島根県畜産振興協会経営指導部

(5) 申込方法

受講申込書の提出期限内に本人が受講申込書に必要事項を記入し、押印の上、受付場所に持参又は郵送すること。郵送の場合は、受講票と会場案内図を送付するので、80円切手をはった受講票送付先明記の封筒（定形）を同封すること。

6 修了証明書の交付

講習会の全課程を修了した者に対し修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習会当日の会場での受付時間は、両日とも午前8時45分から9時までとする。

(2) 受講者は、受講票及び筆記用具を持参すること。

(3) この講習会についての問合せは、社団法人島根県畜産振興協会経営指導部 担当 吾郷（電話0852 - 31 - 3609）にすること。

(別記様式)

家 畜 商 講 習 会 受 講 申 込 書

平成 年 月 日

島根県知事指定講習機関

社団法人 島根県畜産振興協会 会長理事 様

住 所

氏 名

印

(電話番号

-

-

)

家畜商法(昭和24年法律第208号)第4条の2第1項の規定による講習会を受講したいので申し込みます。

(写 真 欄)

- ・ 申込前6月以内に撮影したもの
- ・ 無帽で本人と識別できるもの
- ・ 縦4センチメートル、横3センチメートル位のもの

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成19年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画地区計画
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 開発区域
益田市昭和町口1620番1、口1620番3、口1620番4
面積 8,307.98平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
益田市三宅町8番27号
宗教法人 泉光寺
代表役員 木村 静信

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成19年10月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 業務名

平成19年度島根県大気環境監視システム更新業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県環境生活部環境政策課大気環境グループ 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

平成19年10月9日

4 落札者の氏名及び住所

グリーンブルー株式会社

神奈川県横浜市神奈川区西神奈川一丁目14番12号

5 落札金額

44,205,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成19年8月28日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公示する。

平成19年10月26日

島根県警察本部長 山 田 幸 孝

1 件名

島根県警察情報ネットワークに係る広域通信網サービス利用規約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 落札者を決定した日

平成19年8月24日

4 落札者の氏名及び住所

西日本電信電話株式会社 島根支店

島根県松江市東朝日町102番地

5 落札金額

98,280,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成19年7月13日

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月26日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則（昭和27年島根県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

「・日当の要否（使用月日及び用途）

/ （要・不要）

/ （要・不要）

第 1 号様式その 1 中「・その他」を / （要・不要） に改め、同様式（注）に

・パック旅行（泊 食付） 特割 往復割引

・その他 」

次のように加える。

3 日当を要する場合は、「調整規定の適用内容及びその他特記事項」欄に使用月日及び用途を具体的に記入すること。

「・日当の要否及び用途

（要・不要

第 1 号様式その 2 中 「・その他 を) に改め、同様式（注）に次のように加える。

具体的に」

・その他

具体的に 」

4 日当を要する場合は、その用途を具体的に備考欄に記入すること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年11月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の市町村立学校職員の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

